

『JSRI 金融商品取引法研究』査読規程

公益財団法人 日本証券経済研究所

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、日本証券経済研究所（以下「当研究所」という。）が発行する『JSRI 金融商品取引法研究』（以下「本誌」という。）への投稿論文の査読・審査に関し、必要な事項を定める。

第2章 査読の手続

(投稿論文の受理)

第2条 編集委員会（以下「委員会」という。）は、投稿された論文が執筆要項に適合しているかを精査し、適正であると判断した場合に限り受理する。

2 受理された論文は査読者に回付し、第4条に基づき査読を行う。

(査読者の選定)

第3条 委員会は、金融商品取引法研究会の委員の中から1つの論文につき1名または複数名の査読者を選定する。ただし、投稿論文の研究分野によっては、当該研究分野に精通した外部の研究者（投稿者と研究上密接な関係がない者に限る。）を査読者に選定することができる。

(査読の基準)

第4条 査読は、以下の観点から学術論文としての適切性を評価して行う。

- (1) 論文の独創性・新規性・将来性
- (2) 研究分野への貢献度
- (3) 考察の妥当性
- (4) 論拠となるデータ・引用文献等の信頼性・適切性
- (5) その他、査読項目として適切な事項

(査読結果の評価)

第5条 査読者は、以下の3つの評価のいずれかを選択し、意見を付して委員会に報告する。

- (1) 採択：本誌に掲載可
- (2) 条件付き採択：指摘事項を修正すれば掲載可
- (3) 不採択：掲載不可

(査読結果の通知)

第6条 委員会は、査読結果および掲載可否の決定を投稿者に通知する。

第3章 査読者の責務

(査読者の責務)

第7条 査読者は、当研究所が定める「日本証券経済研究所の使命」及び「日本証券経済研究所における研究者の行動規範」を十分理解し、高い研究倫理をもって本誌の研究水準の維持・向上が図られるよう査読を行わなければならない。

2 査読者は、既存の論文からの盗用などの不正行為や不適切な行為を発見した場合は、直ちに編集委員会に報告しなければならない。

第4章 規程の改廃

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事長が行う。この場合において、委員会の意見を聴取しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。